

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 9 日

令和3年松戸市農業委員会12月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年12月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主事	山本雄大
------	------	----	------

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榑孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年12月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号11番、湯浅孝一委員、議席番号12番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めたいと思います。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画について、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は1,150平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はナス、サトイモを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

ただいまの案件に関しまして、農政課長の説明でよく分かりました。私は賛成したいと思います。ご審議、お諮りください。

議 長 ただいま渡邊委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑で、面積は1,996平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はジャガイモ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

農政課長の説明でよく分かりました。借受者にしても貸付者にしても、畑はきれいに管理しておりますので、賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 議案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はナバナを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川です。

ただいま農政課長より説明がございました。よく分かりました。

ですがいまして、この原案に関しまして賛成をしたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページから9ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積は1,333平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はダイコン、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅(孝)委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

今回の借受者は経営規模拡大中の方で、応援したいと思います。原案に賛成したいと思えます。

議 長 ただいま湯浅委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号の1番と2番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1番と2番については、関連がございますので一括して説明をお願いいたします。審査会座長、よろしくをお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、加藤正芳です。

去る12月1日水曜日、議案第2号の審査のため第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたのでご報告します。

当日は、杉浦昌平第1審査会会長をはじめ松戸英樹農業委員、齋藤香農業委員、横山定勝推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番と2番についてご説明します。

議案書の1ページ、議案参考資料については10ページから23ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の14ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定及び売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は病院経営を行っている法人で、既存の駐車場に病棟を増築するのに伴い、来院者用駐車場が不足するため、申請地を借り受けて来院者用駐車場として利用するためです。また、増築棟を建設するに当たり、松戸市宅地開発事業等に係る道路整備が不可欠なため、申請地を取得し道路用地として整備後、松戸市へ帰属し市道の一部として利用するためです。

10ページをご覧ください。

施設の概要については、右の赤い斜線部分が該当箇所、194台の駐車場、緑地及び道路で

す。

整地については、駐車スペースはアスファルト浸透舗装とし、それ以外は植栽し緑地帯とします。道路用地は松戸市の道路整備基準に従いアスファルト舗装等の整備をします。

排水については、駐車場部分は横断側溝を設置し、既設集水桝へ排水します。道路用地については、松戸市の道路整備基準に倣い、既設U字溝に放流します。

被害防除については、北側及び東側は新設のブロック積みに1.5メートルのネットフェンスを設置、土砂流出を防止し、西側は既設のネットフェンスを利用します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、開発行為許可申請を当該農地法の許可申請と並行して申請しております。また、松戸市宅地開発事業等に関する条例に係る事前協議の協議経過書一覧において、関係機関、部署との協議が滞りなくされていることを確認しました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連坦している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番と2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま加藤正芳座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

議 長 はい、小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮です。

座長の説明でよく分かりましたので、審査会の意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま小暮委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

審査会の報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番と2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号の3番について、説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号3番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については24ページから29ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の24ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は病院経営を行っている法人で、既存の駐車場に病棟を増築するのに伴い、来院者用駐車場が不足するため申請地を借り受けて病院用地として利用するためです。26ページをご覧ください。

施設の概要については、24台の駐車場及び緑地です。

整地については、駐車スペースはアスファルト浸透舗装、それ以外は植栽し緑地帯とします。

排水については、横断側溝を設置し既設集水桝へ排水します。

被害防除については、東側及び南側は1.2メートルのRC擁壁に1.2メートルのネットフェンスを設置します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから残高証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、開発行為許可申請を当該農地法の許可申請と並行して申請しております。また、松戸市宅地開発事業等に関する条例に係る事前協議の協議経過書一覧において、関係機関、部署との協議が滞りなくされていることを確認しました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、上下水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の3番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま加藤正芳座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

議 長 はい、小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮です。

審査会意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま小暮委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ほかにご意見ないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

ここで、一時休憩といたします。座長の交代をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時28分

議 長 再開いたします。

◎議案第3号

議 長 議案第3号 松戸市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

農政問題研究会座長 議席番号12番、杉浦昌平でございます。

議案書の5ページ、議案第3号 松戸市農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について、ご説明をいたします。

議案参考資料につきましては、30ページから34ページになります。

この意見書につきましては、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、意見書の提出について承認を求めるものでございます。

意見書の案につきましては、本年6月24日に開催しました意見交換会の意見を基に農政問題研究会において検討し作成をいたしました。これを受け、本日、特別審議会が開催され、審議をした結果、総会に上程する運びとなりました。

この意見書は、本日の総会で承認された後、特別審議会の委員により市長に提出するものであります。

私が農政問題研究会の座長を務めましたので、説明をさせていただきます。

それでは、議案参考資料の30、31ページをご覧ください。

まず、総論につきましては、国の動向、松戸市の現状及び課題で構成されております。

続きまして、32ページをご覧ください。

課題及び要望事項についてになります。順番にまいります。

1番、農業者の確保及び育成について、(1)新規就農者の受入れ体制の整備と研修機会や情報の提供等の支援体制を強化することを要望します。さらに、就農者を支援するため農業指導者を育成する体制づくりを要望します。

(2)生産効率向上のため、機械・施設等への助成の充実を要望します。

(3)新しい都市農業の担い手としての知識と技能の習得のため、農業セミナー等を開催することや、農業者と商業関係者等との交流機会の設定等を要望いたします。

(4)若い担い手の参入促進のため、農業者との交流イベントの開催や農業体験会及び情報交換等を要望いたします。

次へいきます。

大きな2番で、遊休農地の発生防止・解消につきましては、(1)遊休化した農地を復元するためには、雑草の伐採等に費用がかかります。国にはこうした事態に対応できる制度がありますが、農業振興地域の指定がない当市ではこれを利用できません。よって、松戸市独自の助成制度の検討を要望します。

次に、33ページをご覧ください。

(2) 遊休化する農地の発生防止のため、調査研究することを要望します。

(3) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（農地銀行）のPR及び利用権設定等促進事業補助金制度の拡充を要望いたします。

次に、大きな3番として、農業収入の向上と安定化につきましては、(1)公設市場の縮小で、農業者は出荷に苦慮しております。販路を拡大していくためには地産地消、市内各地ごとの直売所設置を推進するとともに個別農家の直売所等に関しても必要な支援策を講じることを要望いたします。

事例としては、農協と連携し、地区ごとに軽トラック等で野菜を販売する直売所を設置し、定期的を開催すること及び個別農家の直売所への支援策として、新型コロナウイルス感染症対策の一環としても有効な非接触型の野菜自動販売機購入費等の補助金交付の検討を要望します。

(2) 地元農産物のほか、それらの加工食品を販売している店舗、それらを活用しているレストラン等を広く市民に周知することを要望します。

(3) 松戸産農産物の学校給食への利用については、平成30年より開始された枝豆給食の継続を要望します。あわせて、市内全ての小・中学校において松戸産農産物の利用拡大を要望します。さらには、食育を進める視点から学校農園等の普及に努めること及び病院や福祉施設等との連携についても検討することを要望します。

34ページをご覧ください。

(4) 農作業を支援する新たな労働力確保のための組織の強化を要望します。

(5) 6次産業化や法人化等、新しい経営の在り方についての情報及び研修機会の提供を要望します。

(6) 松戸産農産物を市内外の消費者に広く知っていただくための施策の研究やイベントの開催、PR活動の促進を要望いたします。

(7) 農家収入の安定化のため、農作物の盗難、周辺開発時の日照、通風等による農業への悪影響等の問題への配慮を要望いたします。

次に、大きな4番、農住混在による問題への対応についてですが、(1)として、農地から出るほこり、農薬散布、作業騒音、有機肥料の悪臭等の問題に対応できるよう有効な施策を研究、検討することを要望いたします。また、ほこり解消に有効な緑肥の種購入費など、対応に投じた費用の補助についての検討も要望します。

以上、4つの課題について意見書案を作成しましたので、皆様のご意見をお伺いし、意

見書提出についてご審議のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま杉浦昌平委員より説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。農政問題研究会の皆様、お疲れさまでした。

意見書についてですが、遊休対策や松戸産野菜の利用拡大等を含み妥当な内容と思います。

したがって、議案第3号に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま山崎委員より、承認するとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

議案第3号について、承認する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から、19ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理いたしました。なお、2件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、9ページから10ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、10ページの1番下に記載のとおり、10月分として、田1件、347平方メートル、畑10件、3,773平方メートル、合計11件、4,120平方メートルの届出を受理

いたしました。

次に、11ページから14ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、14ページに記載のとおり、田7件、874平方メートル、畑21件、5,557平方メートル、合計28件、6,431平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局の照会2件は非農地回答、裁判所の照会1件は農地回答をしました。

次に、17ページから18ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書8件を交付しました。

次に、19ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、1件を交付しました。

事務局からの報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年12月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時40分